



新潟県中越沖地震で倒壊した家屋(平成19年7月・新潟県提供)

## 木造住宅の耐震化

# 尊い「命」と「財産」のために

多くの尊い命が失われた「阪神・淡路大震災」から14年。その間も、日本各地では地震による甚大な被害が繰り返されています。大地震は「いつ」「どこで」発生するか分かりません。市では、既存建築物の倒壊による被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断助成制度や無料耐震相談会に加えて、耐震改修費用の一部を助成する「木造住宅耐震改修助成制度」を創設しました。

まずは相談から

市では、無料木造住宅耐震相談会を開催しています。建築士の資格を持つ相談員が分かりやすく説明します。

日時 5月30日(土)、6月26日

(金) 午前9時～正午、午後1

時～4時(7月以降の開催日は

「広報なりた」各号に掲載)

会場 市役所5階503会議室

内容 建築物の耐震性、耐震診

断・耐震改修の工法など(相談

時間は1時間程度)

対象 一戸建て住宅または併用住

宅(居住部分が総床面積の2分

の1以上のもの)で木造在来構

法、2階建て以下のものを市内

に所有し、自らが居住している

人

定員 8人(1回当たり・先着順)

持ち物 図面(持っていない人は

簡単な間取り図)

申込方法 開催日の7日前(土・

日曜日、祝日の場合はその前

日)までに建築住宅課(☎20・

1564)へ

耐震診断に助成

木造住宅の耐震化を図るため、昨年度に引き続き、昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します。

補助を受けるには、市に登録されている木造住宅耐震診断士に依頼することが必要です。

補助金交付決定前に耐震診断を行った場合は、交付を受けられませんが、注意してください。

**対象となる木造住宅** 〓 次のすべてに該当する住宅

〇市内に自ら所有し、居住するもの

〇構造が在来構法または枠組壁工法であるもの

〇一戸建ての住宅または併用住宅（居住部分が総床面積の2分の1以上のもの）

〇地上階数が2以下のもの

**対象者(申請者)** 〓 次のすべてに該当する人

〇成田市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている人

〇過去に補助金の交付を受けていない人

〇市税を完納している人

**補助金の額** 〓 耐震診断に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2

(1000円未満は切り捨て、上限は8万円)

**受付期間** 〓 12月25日(金)まで

**耐震改修に助成**

既存建築物倒壊による被害を減

らすため、4月から「木造住宅耐震改修助成制度を創設しました。昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断の結果、耐震性が低いとされた木造住宅を耐震改修する場合に費用の一部を補助するものです。

補助を受けるには、設計・監理・工事をすべて行うことが必要です。また、市に登録されている木造住宅耐震診断士に設計・工事監理を依頼することが必要です。

補助金交付決定前に耐震改修を行った場合は、交付を受けられませんが、注意してください。

**対象となる木造住宅** 〓 次のすべてに該当する住宅

〇市内に自ら所有し、居住するもの

〇構造が在来構法または枠組壁工法であるもの

〇一戸建ての住宅または併用住宅（居住部分が総床面積の2分の1以上のもの）

**対象者(申請者)** 〓 次のすべてに該当する人

〇成田市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている人

〇過去に補助金の交付を受けていない人

〇市税を完納している人

**補助金の額** 〓 耐震診断に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2

(1000円未満は切り捨て、上限は8万円)

**受付期間** 〓 12月25日(金)まで

**耐震改修に助成**

既存建築物倒壊による被害を減

なるもの

**対象者(申請者)** 〓 次のすべてに該当する人

〇成田市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている人

〇耐震改修工事を次のいずれかの業者に依頼する人

・建設業の許可を受けた業者

・対象となる木造住宅の建設工事を実施した業者

〇過去に補助金の交付を受けていない人

〇市税を完納している人

**補助金の額**

①設計費・工事監理費補助：設計費と工事監理費の合計額の3分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は10万円)

②工事費補助：高齢者などに該当する人が居住し、全員の市民税が非課税である場合は、工事費の2分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は70万円)

〇65歳以上の人

〇要介護・要支援認定を受けている人

〇身体障害者手帳1・2級の人

〇療育手帳(A)～Aの2の人

〇精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

それ以外の場合は、工事費の3分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は50万円)

**受付期間** 〓 10月30日(金)まで

**耐震化率の目標は90パーセント**

阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われました。そのうち、住宅や家財などの倒壊・転倒による圧死が死者数の9割を占め、旧耐震基準で建てられた耐震性の不十分な建築物が大きな被害を受けています。

このような被害を減らすためには、住宅などの耐震化が重要です。市では、「成田市耐震改修促進計画」を定め、既存建築物の耐震化を進めています。この計画では、平成27年度の住宅と特定建築物の耐震化率を90パーセントに上げることを目標としています。

## 自宅周辺の危険度は？ 「地震ハザードマップ」



建築物所有者の皆さんに、耐震改修の必要性を理解していただくため、発生の恐れがある地震の概要と、それに伴う危険性の程度が書き込まれた「成田市地震ハザードマップ」を作成しました。

ハザードマップは、市内で将来発生する恐れがある地震やそれに伴う被害を50m四方の単位で予測。震度を表示した「揺れやすさマップ」、建物被害の程度を表示した「地域の危険度マップ」、液状化現象が起こる可能性が表示された「液状化マップ」の3種類があります。

行政資料室や建築住宅課で無料配布するほか、同課ホームページでも見ることができます。自宅の周辺や普段よく通る所などでの、想定される揺れや建物被害などの危険性を確認し、地震への備えに活用してください。

※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。

倒壊・転倒による圧死が死者数の9割を占め、旧耐震基準で建てられた耐震性の不十分な建築物が大きな被害を受けています。

市では、「成田市耐震改修促進計画」を定め、既存建築物の耐震化を進めています。この計画では、平成27年度の住宅と特定建築物の耐震化率を90パーセントに上げることを目標としています。